

平成 27 年度 石狩市教育委員会会議（12 月定例会）会議録

平成 27 年 12 月 17 日（木）

開 会 13 時 30 分

第 2 委員会室

○委員の出欠状況

委 員 氏 名	出席	欠席	備 考
委員長 徳 田 昌 生	○		
委 員 門 馬 富士子	○		
委 員 松 尾 拓 也	○		
委 員 山 本 由美子	○		
教育長 鎌 田 英 暢	○		

○会議出席者

役 職 名	氏 名
生涯学習部長	百 井 宏 己
生涯学習部次長（教育指導担当）	武 田 淳
生涯学習部次長（社会教育担当）	東 信 也
総務企画課長	蛭 谷 学 俊
学校教育課長	安 崎 克 仁
文化財課長	工 藤 義 衛
浜益生涯学習課長	開 発 克 久
教育支援センター長	板 谷 英 郁
特別支援教育担当課長	森 朋 代
市民図書館副館長	清 水 千 晴
生涯学習部参事（指導担当）	濱 本 賢 一
総務企画課主幹	松 永 実
総務企画課総務企画担当主査	高 石 康 弘
学校給食センター給食担当主査	近 藤 和 磨

議事日程

日程第 1 会議録署名委員の指名

日程第 2 議案審議

議案第 1 号 石狩市教育委員会出向職員の人事異動について（非公開）

議案第 2 号 教職員の処分内申について（非公開）

議案第 3 号 平成 27 年度石狩市教育委員会表彰受賞者の決定について（非公開）

議案第 4 号 第三期石狩市教育委員会特定事業主行動計画（案）について

日程第 3 教育長報告

日程第 4 報告事項

① 平成 27 年度石狩市教職員研修「ウインターセミナー」について（開催案）

日程第 5 次回定例会の開催日程

開会宣告

（徳田委員長）皆さん、こんにちは。只今から、平成 27 年度教育委員会会議 12 月定例会を開会します。

日程第 1 会議録署名委員の指名

（徳田委員長）日程第 1 会議録署名委員の指名ですが、松尾委員にお願いします。

日程第 2 議案審議

（徳田委員長）日程第 2 議案審議を議題とします。

議案第 1 号及び議案第 2 号を非公開とする件について

（徳田委員長）議案第 1 号「石狩市教育委員会出向職員の人事異動について」及び議案第 2 号「教職員の処分内申について」は、石狩市教育委員会会議規則第 15 条第 1 項第 1 号に該当しますので、非公開案件として後ほど審議したいと思いますが、ご異議ありませんか。

異議なし

（徳田委員長）ご異議なしと認め、非公開とすることに決定いたしました。

議案第 3 号を非公開とする件について

（徳田委員長）次に、議案第 3 号「平成 27 年度石狩市教育委員会表彰受賞者の決定について」は、石狩市教育委員会会議規則第 15 条第 1 項第 4 号に該当しますので、非公開案件として後ほど審議したいと思いますが、ご異議ありませんでしょうか。

異議なし

（徳田委員長）ご異議なしと認め、非公開とすることに決定しました。

議案第 4 号 第三期石狩市教育委員会特定事業主行動計画（案）について

（徳田委員長）次に、議案第 4 号「第三期石狩市教育委員会特定事業主実施行動計画（案）について」、提案をお願いいたします。

（鎌田教育長）議案第 4 号「第三期石狩市教育委員会特定事業主実施行動計画（案）について」であります。平成 17 年度に子どもが健やかに生まれ育つ社会の実現を目指し、国や地方公共団体に策定を義務づけられました子育てに関する行動計画がこのたび次世代育成支援対策推進法の改正により、法律の有効期限が向こう 10 年間延長されましたので、それを受けて新たな行動計画を策定・決定するもの

でございます。詳細につきましては担当の方から説明をさせていただきますので、よろしくご審議をお願いしたいと思います。

（安崎学校教育課長）私から議案第4号について、ご説明をいたします。まず資料の1ページをご覧ください。急速な少子化への対応として、子どもが健やかに生まれ育成される社会の実現を目指した次世代育成支援対策推進法が平成17年度から施行されました。この法律の目指すところは、社会全体で仕事と家庭の両立が図られるよう理解を深めるとともに、事業主は雇用する職員のために子育てのしやすい労働条件の整備や取組を行うというものです。国や地方自治体は特定事業主として位置づけられ、行動計画の策定が義務付けられています。これまで法律が10年間の時限立法であり、施行後5年を目処に必要な措置を講ずるとなっていたことから平成17年度からの5年間を前期計画、平成22年からの5年間を後期計画として行動計画を策定しておりました。女性の活躍促進を図るため、今なお取組が不十分という国の判断から、平成26年4月に法改正が行われ、法の有効期限が10年間延長されましたので、この度新たな行動計画の策定が必要となりました。今回の計画が3番目に当たりますので、頭に第三期とつけております。この行動計画の対象は市内の教職員になります。市教委の事務局職員は石狩市役所の行動計画の対象とされております。市町村立学校職員は県費負担教職員であるため、教職員の勤務時間、福利厚生制度等については任命権者である北海道教育委員会の規則等を準用しておりますので、これまでの行動計画と同様に、道教委の考え方や行動を踏まえて策定をしたところです。しかし、下の枠にあります今回の道教委の行動計画の主な取組のうち、女性職員の活躍促進、取組状況における人事評価の反映という項目につきましては、承認、昇格などの人事配置や人事評価に関する取組で市町村の権限が及ばない範疇ですので、本市の取組からは除いております。また行動計画には具体的な目標を取り込むことになっておりまして、その隣の枠に北海道の主な数値目標というのが記載されておりますが、行政職対象の時間外勤務の時間数なども今回同様に石狩市の計画からは除いております。資料2ページには前回の計画との変更点を記載しておりますが、11ページ以降の新旧対照表をご覧くださいながら説明をいたします。まず計画期間についてですが、後期計画では5年としておりましたが、今回は有効期限の10年間とし、道教委の計画に準じ、おおむね3年を目処に計画を見直すこととしております。次に12ページをご覧ください。計画の推進体制ということです。枠に囲んだ部分がありますけれども、実施主体を定義いたしまして、Ⅱの具体的内容の取組項目においてそれぞれ取り組む内容を記載しております。それぞれの役割を簡単に申し上げますと、市教委は整備されている子育て制度を利用いただくよう学校への情報提供をしっかりと行い、代替措置の確保に努める。管理職は所属職員への

周知・相談をしっかりと行いながら、職員の安全や健康への配慮、校内においての各種制度を利用しやすい職場の雰囲気づくりと職員の協力体制の構築に努めること。子育て中の職員は各種制度を理解し積極的に利用すること。また利用する場合は早めに申し出る。所属職員は子育て中の職員に対し、利用しやすい雰囲気づくりと職場全体で応援する体制に協力すること。などが以下の具体的取り組み項目において一貫している行動としております。

Ⅱの具体的な内容について移ります。(1) 子育てに関する各種制度の周知・理解促進。ここでは行動計画の取り組みを効果的に進めるためには、まずは子育てに関する様々な制度について、子育て中の職員だけでなく職場の全ての職員に周知し、理解してもらうことが必要で、そのための役割を記載しております。

次に、(2) 妊娠中及び出産後における支援・配慮。妊娠中および出産後の女性職員には産前産後休暇のほか、各種制度があり、女性職員にはおおむね浸透している状況にあると思いますが、一方で父親になる男性職員には配偶者出産休暇3日、育児参加休暇5日の制度があるにもかかわらず、取得が十分に進んでいないという状況があることから、管理職の働きかけが重要と思われます。また安心して育児休業が取得できるよう業務分担の見直しや、校内の協力体制の構築、また休んでいる職員が円滑に復帰できるよう必要な資料や情報提供を行うという役割を担っていますことから、やはり管理職が推進の要といえます。

16 ページでは、それぞれ男性職員の配偶者出産休暇、育児参加休暇の数値目標を掲げております。今回の計画で新たに設定をしました数値目標になります。参考には、本市の教職員のこれまでの平均取得日数を掲載しておりますが、これまでの実態から何とかクリアをしていただきたいラインで数値目標を設定したところです。

続きまして(3)の育児休業の取得促進に入ります。子どもが3歳になるまでに子育てに専念したい場合には、父親母親とも育児休業の取得が可能になっております。市教委は休みが長期にわたることから、必要となる代替職員の確保に努めること、管理職の役割は(2)の妊娠中出産後における支援配慮とおおむね同様の内容になっております。取得率は次のページにございますけれども、母親となる職員は100%の育児休業の取得率ですので、特に父親となる男性職員に対して管理職が制度の利用について個別に呼びかけを行うことが必要と考えております。妻の出産後8週間以内であればいつでも父となる男性職員は育児休業を取得することができます。この場合、妻が専業主婦であっても、妻が育児休業を取得していても父となる男性職員は育児休業を取得することができます。また交互に取得することが可能となっておりますので、男性職員が子育てのサポートについて考えていただくよう管理職は本人に促すとともに、職場の応援体制、職場復帰に向けた情報提供について行うこととしています。ここでも数値目標を掲げておりま

す。男性についてはご覧のとおり育児休業を取得した実績がありませんので、一人でも利用が広がるよう女性 100%、男性 10%といたしました。この数値目標は前回の後期計画と同じ設定でございます。

次に 19 ページの（４）弾力的な勤務形態。ここは北海道の行動計画に基づいて新たに項目立てをしたものです。小学校の就学前まで職場復帰後の仕事と家庭の両立の支援のため、家庭のニーズに合わせて４つの制度について周知し取得していただくよう支援をするものです。

次に 20 ページの（５）時間外勤務の縮減。現在、教育内容の量的質的充実への対応にとどまらず、様々な教育課題への対応、更には問題行動、特別な支援を必要とする児童生徒の増加など、あるいは不登校の増加など、学校現場を取り巻く環境は複雑化しており、学校に求められている役割は大きくなっております。教員の多忙化が指摘されている中で、教員の時間外勤務の縮減については、学校現場、市町村、都道府県、国においてそれぞれの役割のもと現在取り組んでいるところです。ここに記載はございませんけれども、市教委では事務の効率化に向けて校務支援システムの導入も進めておりますし、エキスパートサポーター、SAT などの人的支援や学校支援、地域支援事業など、様々な形の人的支援を行っています。学校現場でも時間外の縮減に向けて管理職を中心に業務改善の視点を所属職員と共有しながら見直しをしているところです。

次に 21 ページの（６）休暇等の取得促進。教員はおおむね長期休業中に年次有給休暇を取得することが多くなりますけれども、子育て中の職員以外もしっかりと体を休めてリフレッシュしていただくよう、職員間で計画的に連続して年休を所得していただくようお願いをしているところです。22 ページに年次有給休暇の数値目標を掲げております。後期計画ではここは 16 日としておりましたが、今回目標を下げてしまうこととなりますけれども、中学校を含めての実績を加味しながら今回 15 日としております。ここ数年取得年数が下がってきておりますので、しっかりと休んでいただくよう今後周知してまいります。

次に 22 ページの（７）介護を行う職員の両立支援、（８）地域や職場を通じた子育て支援については、今回北海道の行動計画から除かれた項目ではありますが、石狩市の独自項目として引き続き取り組んでいくことが必要と考えましたので、今回の計画にも盛り込んでおります。また設定をいたしました数値目標については毎年度公表していくこととしておりますので、今後しっかりとこの計画の趣旨が教職員の皆さんに伝わり、しっかりと職場全体でサポートしていただく意識をもっていただくよう周知を図っていきたいと思います。以上で説明を終わります。

（徳田委員長）ただ今、提案説明のありました議案第 4 号につきまして、質問等

ありませんでしょうか。

(松尾委員) 今、ご説明をいただきまして、市教委独自の判断で残している項目や、必要性があつて残してくれている部分などを含めて、よく策定していただいたなと感じています。そこで何点か、参考意見としてお聞きいただければということなのですが、育児休業の取得率などの資料が載っており、その達成数値、パーセンテージで表示するのはもちろん良いと思うのですが、これに加えて、例えば対象者数の表記があれば、なおわかりやすいのではないかと思います。それと、資料8ページの(5)時間外勤務の縮減等についてですが、校務支援システムや人的支援の部分も含めてご説明をいただいたところなのですが、これはやはり時間外勤務を無くすためには相対としての仕事のボリュームを減らしていくということがどうしても必要だと思います。仕事が終わらないからどうしても時間外になってしまうわけなので、色々な社会的要請も含めて、そのままでいくとどうしても仕事が増えてしまうのは仕方ないことなので、引き続き業務の改善ということはそれぞれの学校も、または市教委からの情報提供も含めて努めていただければと思います。最後にもう一点は、字句の部分なのですが、1ページの「2 石狩市教育委員会の新たな行動計画策定の考え方」の説明書きのところで、「任命権者である北海道教育委員会の法令等を準用している」という記載があるのですが、道教委の場合に法令という言い方をするのかどうかという点を確認していただいて、必要があれば修正等をしていただければと思います。私からは以上です。

(安崎学校教育課長) 今、松尾委員からいただきました、対象者数があると見えやすいというご意見は、個人が特定されない部分であれば出していきたいと考えております。次に2点目の時間外勤務の縮減に向けた業務の改善につきましては、今後も継続して意識啓発や改善の具体的な取組の周知、情報提供等を図ってまいりたいと思います。また、3点目の「法令等」の記載につきましては、ご指摘のとおり北海道であれば「条例等」という表記になりますので、この部分に関しては訂正をさせていただきたいと思います。ありがとうございます。

(松尾委員) わかりました。

(門馬委員) 資料22～23ページに、(7)介護を行う職員の両立支援とありますが、これは石狩市独自の項目だとおっしゃいましたが、今、介護離職等々のことが社会問題になってきていますので、これを入れていただいたのはとても良いと思いました。そこで、石狩市の実態としてはどうなのでしょう。実際に介護に

あたっていて、仕事と介護の生活を両立させるのがとても難しいというような実例はあるのでしょうか。

（安崎学校教育課長）介護休暇を使って休まれている方は、現在も実際にいらっしやいますし、なかには期間が長くなって休暇日数を消化してしまっていて、休職をするようなケースもございます。

（門馬委員）わかりました。

（山本委員）資料1ページの下の方に「主な数値目標 A：育児休業取得率」というところで、女性 100%、男性 10%とあるのですけれども、実際に今の状況として男性が育児休業の取得率 0 で、数値目標を 10%程度にしなければならないというこの状況がちょっと問題ではないかと感じます。本来であれば 100%と目標を掲げたいところなのでしょうけれども、これを 10%にしなければならないという世の中がまずいと思いました。ここで言っても仕方がないのでしょうけれども、育児というのは、女性が母親になって「どうしてこの子は泣いてるの」とか「どうしておっぱい飲んでくれないの」とか、初めての出産だったりすると「どうして寝てくれないのか」などの色々な不安を抱いてしまう大変な産後の時期なのに、父親である夫が休業してくれないというのは、すごくストレスが溜まることだと思うのです。祖父母のサポートを受けられる人はいいいのですけれども、受けられない人で父親（夫）が休暇を取りにくい職場だったりすると、その母親（妻）としては本当に大変なことだと思います。父親である男性が堂々と育児休業を取得できる職場、世の中になることを強く望みます。男性が 100%育児休暇を取得できる世の中になっていただきたいと願っています。以上です。

（安崎学校教育課長）理想と現実の狭間で少々お答えしにくいところではありますけれども、何とか男性の育児参加という意識を社会全体で持てるよう、そして学校現場の中で取り組んでいけるよう周知していきたいと思ひますし、男性が育児休業を取得した場合にはしっかりと代替職員を確保できるようにしていきたいと考えております。以上です。

（門馬委員）答えにはならないかと思うのですけれども、このことはおそらく制度以前の男性の意識の持ち方が問題なのだろうと思うのです。私自身は出産を経験していないのですけれども、出産後の赤ちゃんを抱えたお母さんがそのようなストレス状態になっていることを、夫たる父親になった人たちはどの程度理解しているか。まずはそこからではないかという気がするのです。

(山本委員) そうですね。私もそう思います。

(門馬委員) 父親がそういう意識を持たなければ、積極的に休暇を取得しようという意識にもならないだろうと思うのです。まず父親が取得したいと言って手を挙げないと、学校側も承認するというにはならないでしょうし、例えば校長が「奥さん大変だから、休暇を取って奥さんの手助けをなささい」とアドバイスでもあれば違うものかもしれませんので、ぜひそういう管理職になっていただきたいです。

(武田教育指導担当次長) 私も教職に就いて子どもの親になり、しかもご指摘のとおり育児休暇を取らなかったという頃の反省を含めてお話をさせていただければ、一つは、古い考え方かもしれませんが、生まれた子供が一番近くにいてほしいのは多分母親だろうというふうにはやはり昔から思っていました。したがってどちらが休んでもいいんだよという制度になってからは、なるほど世の中も随分変わったのだなという風には思いましたし、確かに父親がこういった制度を利用して育児休暇を取って休業しているという職員もおりましたので、それは徐々に浸透してくるかと思います。ただ今の社会状況を考えてみますと、これからの女性の活躍する時代という考え方をすると、確かに一方では母性を求めている子ども達と共に、社会が女性を求めているということもございますので、この辺は私も指導する立場で考えますと、社会的な要請もあるということで伝えていかなくتهはいけないと反省している次第でございます。以上でございます。

(鎌田教育長) 私の方からも反省を含めたお話なのですが、この男女共同参画という総体の動きも含めてなのですけれども、やはり日本の歴史の浅さがその根底にあるのかなと思っています。環境が整うのはもう少し時間がかかるのかなというのは常々感じているところなのですけれども、最近では「イクメンパパ」といった言葉もあるように、若い世代で育児に対して協力的な考え方を持っていますので、これからの将来には夫婦で子育てをするという環境が整っていくのではないかと期待をしているところです。まず今回の分については現実面を見て10%という目標をまずクリアして、次の段階として20~30%という形でいきたいと思っていますので、歩みが少し遅いかもしれませんが、徐々に改善されることを願っております。

(徳田委員長) : 私から2点お伺いしたいと思います。1点目は、子育て中の男性職員の育児休業についてお伺いします。出産の場合は3日間、育児参加休暇は5

日間取得できるというお話があり、その他弾力的な勤務形態とか時間外勤務の縮減ということが並行してここにあるのですが、例えば5日間というのを小分けにして、一日休むのではなくて、一日1時間早く帰るとか、朝1時間遅く出勤できるなどで、合計5日間というような休暇を取ることが可能かどうかということです。そして2点目は、時間外勤務の縮減に関して伺います。先生方が非常に忙しくて時間外勤務が多いというのは新聞報道や、教育長からいただいた関係資料でわかっておりますが、これを減らすためにどうすればいいのかというような抜本的な施策、取組が無いように思います。例えばノー残業デーというので、無理やり残業しないようにすると、抱えている仕事の量が減らないのですが、何とか効率的にこの日は仕事をするようにしようというようなことで、少し効果的に仕事を行うことに結びつくことも可能かと思っております。これは石狩市でもこういうことをやっているという話をうかがっているのですが、実態がどの程度かということをお伺いしたいと思います。

(安崎学校教育課長)、まずお尋ねの部分で、育児参加休暇の5日間なのですけれども、小学校就学前の子の養育で病院に付き添ったり保育園の送迎をしたりという部分がありますので、これについては1時間単位で取得することが可能となっております。それとノー残業デーの取組みというのも全道的に各学校で取り組んでくださいということで北海道の方からも強い要請があり、市内の各学校からもそれぞれ独自にノー残業デーの設定はしていただいております。ただし全てその日に全員が帰れるというような状況には、残念ながら無いかと思います。帰れる方は帰りましょうという形で、学校現場は意識を持って取り組んでいるという程度にとどまっているのが現状だと思っています。

(徳田委員長) 後半の部分に関しては、市教委として各学校にそういうものを設けるようにとお伝えしているのかどうかということと、実際に現在各学校で努力的にノー残業デーを設けているのかどうかについて伺いたいと思います。

(安崎学校教育課長) 石狩管内の取組として、道教委の方から市教委を通じて各学校に取り組んでくださいということではやっております。

(武田教育指導担当次長) 勤務時間の縮減ということで、これまでも取り組んでおりますが、様々な学校課題がある中で、何かこの残業デーを決めるということは、必ずしも効果として結びついてないのかもしれませんが、意識としてはそういったことも必要で、この日はパッと帰りましょう、家族と一緒に食事を取りましょうという取組みとしてやっているものと思われます。ただ教員の場合

は特にですけれども、仕事を家庭に持ち帰って、寝る前に仕事をして、あるいは朝早く起きて仕事をして、それでまた学校に向かうというような教員がほとんどだと思います。相対して仕事の量が減るということは、これは管理職員も含めて仕事の効率化、全体の総量も含めて課題だとは思いますが、それはお互いに協力しながらしなければいけないこと、またこのような取組みに際しても積極的にそういった意識改革をしていかなければ、結局は体調を崩してしまうなど、全体的に良くないという方向になっていくと思っています。子ども達の前で一番高いパフォーマンスをするというのが教員であり、一番大切なことであると思いますので、そういうことを考えますと様々な取組みの中で先生が頑張っていかななくてはならないというのはまさにこのことで、こういった行動計画も含めて周知をしなくてはならないと思います。以上でございます。

（徳田委員長）ありがとうございます。他にご質問、ご意見等はありませんか。

質問なし

（徳田委員長）それではこの件に関しましては、他にご指摘等がないようですので、先程の 1 ページの修正点 1 点を含めまして、原案通り可決ということでよろしいでしょうか。

異議なし

（徳田委員長）ご異議なしと認め、議案第 4 号は原案通り可決いたしました。

日程第 3 教育長報告

（徳田委員長）次に日程第 3、教育長報告を議題といたします。教育長から報告をお願いいたします。

（鎌田教育長）それでは私の方から、何点かについてご報告を申し上げます。

最初に 11 月 17 日に、旭川市において北海道都市教育長会の秋季の定期総会が開催されています。これは年に 2 回、春と秋にそれぞれ行われるもので、内容としては平成 29 年度の北海道及び北海道教育委員会に対する文教施策の要望事項の協議ということで、4 つの部会に分かれて協議を行い、要望事項を整理してき

たところでございます。

次に11月24日には、平成27年度の石狩市表彰式が行われています。教育関係につきましては教育文化功労賞2団体1名を含めて、当日は4団体8名の方々が表彰をされたところでございます。

次に11月26日に、平成27年第4回定例市議会が開会されました。12月11日までの期間開会され、12月の2日と3日にそれぞれ一般質問を受けているところでございます。教育関係につきましては4名の方からICT教育、就学援助、総合教育会議、学校統合、更に子どもの貧困対策に関わる学習支援や家庭支援に関する質問を受けたところでございます。

次に12月4日には、校長会・教頭会合同の研修ということで平成28年度の学校教育基本方針の説明をしたところでございます。教育プランに基づく28年度の学校教育基本方針を示して説明をしながら、これを受けて各学校においては明年の春までに、それぞれ学校ごとに経営方針を定める予定となっています。12月7日に、第2回目の石狩市実践的安全教育モデル構築実践委員会が開催されています。これは道教委の指定事業として、浜益小学校と浜益中学校、石狩中学校の3校での避難訓練による防災教育と併せて、南線小学校での不審者対策による防犯教育を今年度実施したのですけれども、それに関する反省、振り返りを含めた委員会でありました。

次に12月12日、クリスマスコンサート2015ということで、毎年恒例で行われている市内の4つの中学校と2つの高等学校の吹奏楽部、更には南線小のリコーダークラブや石狩エンジェル・クレア少年少女合唱団などが一堂に出演して開催しています。特筆的な部分としては、今年6月に新たに市民吹奏楽団が発足して、今回花川北中学校の子供たちと一緒に演奏を行いました。最後には総勢約260名の吹奏楽部員による合同演奏ということで、今年も楽しいコンサートとなったところでございます。

次に12月16日、生振小学校でESDの研究実践公開、研究発表会がありました。今年度環境省との連携による実証校としては、厚田小と双葉小の2校がESD、いわゆる持続可能な開発のための教育活動に取り組んでいるところですが、市内唯一の特認校で、道内で初めてユネスコスクールに認可されました生振小学校が、ESDの推進に向けた国立教育政策研究所の教育課程研究指定校として、これは文科省の指定事業なのですが、今年度と来年度の2か年度、人間性や社会性に富んだ人材を育むというESDに取り組んだ研究の成果についての1年目の中間発表ということで、市内外の先生方を招いての研究発表として行われました。前段に6年生の公開授業が行われ、書き損じはがきを収集、換金して、教育に恵まれない国での寺子屋建設に役立てようとする「世界寺子屋運動」の取組や、「ユネスコファーム」という学校の畑で採れた野菜を販売してその収益をユネスコ協

会の方に寄付する活動として、今年は約7万8千円の収益があったとの報告がありました。このほかに既に生振小の伝統事業になっています学校田活動ということで、種まきから田植え、稲刈りを行い、藁草履作りや最後には毎年行われている餅つきまでの一連の事業として、教育課程につないでいく取組を発表していたところでございます。子ども達は一人一人の発表を通してそれぞれの共通点を考え、また感想を述べながら、自分達の未来がより良くなることや、自分たちに何ができるか、できることをやっていこうというような態度の学びを展開しているところでございます。公開授業のあとは全体会議が行われまして、今進めている研究の中間発表と前任の設楽校長の講演などが行われて、参加者でE S Dの広がり的大切さを確認しあったところであります。以上です。

（徳田委員長）ありがとうございました。ただいま教育長から報告のありましたこの件につきまして、ご質問等はありませんでしょうか。

（松尾委員）11月24日と25日に学校整備の具体策（案）に関わる本町・八幡地区と厚田区の検討会への説明が行われていることについて、当日の様子やいただいたご意見の概略などを教えていただければと思います。

（蛭谷総務企画課長）松尾委員のご質問に関して私の方から申し上げさせていたきたいと思います。先月の24日に本町・八幡地区、翌25日に厚田区においてそれぞれ検討会を開催いたしました。両検討会ともに、昨年の秋から今年の3月までの間、児童生徒が減っていく中での学校のあり方という部分を数回にわたって検討してまいりましたので、大筋のところでの課題に対してのご理解は、この会議の中ではある程度共有していただけているのかなという雰囲気を感じております。ただ具体の部分になりますが、今回初めて学校を設置する場所を明確にさせていただきました。ここの部分についてはやはり参加されている方の関心が大きいところございまして、これは両地区とも共通ですけれども、聚富小学校に通われている子ども達、とりわけトーメン団地のエリアについては、今回のこの課題を解消するにあたっては、より距離的に現実的な対応ということで、実際は八幡小学校への通学についての選択肢も考えていただけないかというようなご意見が出ております。これにつきましては、この検討会は説明の場面ですので、この段階で決定するということではなく、具体策案にも明示してありますように、特に厚田区については、区内の子ども達全員が新しい学校に通学するという基本の部分があって、その中で今回いただいた意見については引き続き検討させていただきたいという形で説明させていただいております。主な意見としてこういう部分が多いようなところございまして。今後についてですが、この検討会を皮

切りに説明会としまして、現在の保護者や学校に入る前の保育園の保護者も対象とするほかに、両地区の地域の方を対象にした説明会を行うことを考えております。以上です。

(松尾委員) わかりました。

(徳田委員長) 私から一点お伺いしたいのが、12月16日の生振小学校でESDの研究実践公開があったということで、生振小学校が文科省の国立教育政策研究所から2年間の指定を受けたというお話がありましたが、これは道内あるいは全国でどの程度の学校が指定を受けて、どの程度の実績が認められて指定を受けたのかについて伺いたいと思います。

(濱本指導担当参事) 徳田委員長の質問にお答えしたいと思います。全国で数校ということで聞いており、東北以北では生振小学校のみということになっております。他の地区ではいわゆる伝統芸能などが多いのですが、生振小学校は、特に学校田の取組が高く評価されて、ESDカレンダーというものをつくり、各教科においてESDを結びつけて行っているというところが、特に評価をされているところです。来年2月の月上旬に国立教育政策研究所において、安部校長と研究部長が中間発表を行うことになっております。

(徳田委員長) わかりました。東北以北で生振小学校だけが選ばれているということであれば、これまでの取組が認められたということですから、これも石狩市の教育の中で一つの特徴的なこととして胸を張って言える部分ではないかと思っています。

(鎌田教育長) この日は前任の設楽校長が講演され、その中で学校田については全国・全道で行われているところは多いのですが、大半が田んぼを借りて行われているのに対して、生振小のように学校の敷地内に田んぼがあるというのは、あまり例がないそうです。そして30年近くやっている取組ですから、ESDという観点からいけば、この学校田活動は非常に良い取組で、胸を張っていい取組であると設楽校長がおっしゃられていました。

(徳田委員長) ありがとうございます。他にご質問等はありませんか。

質問なし

(徳田委員長) それでは他に質問が無いようですので、教育長報告を了解ということによろしいでしょうか。

異議なし

(徳田委員長) ご異議なしと認め、教育長報告を了解しました。

日程第 4 報告事項

(徳田委員長) 次に日程第 4、報告事項を議題といたします。

① 平成 27 年度石狩市教職員研修「ウインターセミナー」の開催について

(徳田委員長) 報告事項①「平成 27 年度石狩市教職員研修「ウインターセミナー」の開催について」事務局から説明をお願いいたします。

(濱本指導担当参事) 私の方から、平成 27 年度石狩市教職員研修「ウインターセミナー」についてご説明いたします。教職員の資質向上を目的に、今年度は 12 月 25 日の午後に、りんくるで行う予定です。対象は小中学校の 8 年以下の全教諭としております。参加集約したところ、今年度は小学校教諭 46 名、中学校教諭 28 名の合計 74 名が参加をすることになっております。内容については、テーマが 2 つございまして、1 点目が「基礎学力を高める指導」、2 点目が「集団を育てる学級作りの向上を目指して」ということで、最初は小・中学校別に分かれて、8 年目の中堅教員からそれぞれ小・中 1 名ずつ約 30 分の提言をしていただき、その後グループ討議ということで、学力指導と学級づくりについてのグループ討議を 4～5 名のグループに分かれて約 60 分行う予定です。各個人の実践発表と交流、最後の方では若い先生方が多いですので、悩みなどの交流も行う予定となっております。各グループの構成については、8 年の中でも経験年数の少ない方、多い方を同じグループにするメンターチームを作り、討議するようにしております。グループ討議後は、一堂に会して発表を行い、最後には武田次長から講評することになっております。終了後についてですが、これまでサマーセミナーなどではアンケートという形にしておりますが、今回は報告書という形で、来月の 1 月 6 日までに参加者の実践をしっかりと書いていただき、今回のセミナーで学んだことや感想等も寄せていただくようにしております。このセミナーでの提言やグルー

プ討議を通して、冬休み明け以降において、教育実践の向上につながるよう、実りある研修にしたいと考えております。以上です。

(徳田委員長)ありがとうございました。ただいま事務局から報告ありましたが、この件についてご質問等ありませんでしょうか。

質問なし

(徳田委員長) それでは質問等が無いようですので、報告事項①を了解ということとでよろしいでしょうか。

異議なし

(徳田委員長) ご異議なしと認め、報告事項①を了解いたしました。以上で日程第4 報告事項を終了いたします。

日程第5 次回の会議日程

(徳田委員長) 日程第5、次回会議の開催日程を議題といたします。次回につきましては来年の1月25日の月曜日、10時00分からの開催を予定しております。よろしくお願いいたします。以上をもちまして公開案件は終了いたします。非公開案件の説明員以外の方はご退席をお願いいたします。

(休憩 14 時 29 分～14 時 35 分)

【非公開案件の審議等】
14 時 35 分～15 時 05 分

閉会宣告

(徳田委員長) 以上をもって、12 月定例会の案件は、全て終了いたしました。以上で、平成 27 年度教育委員会会議 12 月定例会を閉会いたします。

閉 会 15 時 06 分

【非公開案件の審議等の結果】

日程第 2 議案第 1 号 石狩市教育委員会出向職員の人事異動について

原案どおり可決した。(質疑等省略)

議案第 2 号 教職員の処分内申について

原案どおり可決した。(質疑等省略)

議案第 3 号 平成 27 年度石狩市教育委員会表彰受賞者の決定について

原案どおり可決した。(質疑等省略)

会議録署名

上記会議の経過を記録し、その相違ないことを証するため、ここに署名します。

平成 28 年 3 月 25 日

委員長 徳 田 昌 生

署名委員 松 尾 拓 也